

自主防災会規約（例）

下妻市_____自主防災会規約（会則）

（名称）

第 1 条 この自主防災組織の名称は、_____自主防災会（以下「防災会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（組織）

第 3 条 防災会は、_____自治区及び_____自治会の世帯を持って組織する。

（事業）

第 4 条 防災会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- （１）防災知識の普及に関すること。
- （２）自主防災訓練の実施に関すること。
- （３）災害の発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- （４）防災資機材等の整備に関すること。
- （５）その他防災に関すること。

（役員）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名
副会長 1 名
会 計 ____名
班 長 ____名
監 事 ____名

（役員の任務）

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。
- 4 監事は会計を監査する。

（会議）

第 7 条 防災会の会議は、定期総会、臨時総会と役員会とする。

- 2 定期総会は、年1回3月に_____自治区の定期総会に合せて開催する。
- 3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めたとき、召集する。
- 4 役員会は、構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ開くことはできない。
- 5 会長は、会議の議長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（防災計画）

第8条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- ①防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- ②防災知識の普及に関すること。
- ③防災訓練の実施に関すること。
- ④災害の発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。
- ⑤その他必要とする事項。

（会計）

第9条 防災会の運営に関する費用は、会費、その他の収入を持って充てる。

第10条 防災会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

第11条 防災会の会計年度は、毎年____月____日に始まり____月____日に終わる。

（監査）

第12条 防災会の監査は、毎年1回監事が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

（雑則）

第13条 この規約に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

（付則）

この規約は、令和____年____月____日から実施する。